

基本様式1(手続所管府省における検討・推進体制)

厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画

策定年月日  
(改定年月日)

平成24年5月25日

①検討・推進体制(名称、設置年月日、構成員等)

厚生労働省においては、業務プロセス改革計画の検討・推進に当たり、重点手続を含む制度全体を視野に入れて手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行うため、政務三役の下、CIOを業務プロセス改革の実質的な責任者として、PMO、重点手続所管部局等関係部門が統合又は連携等して検討・推進するものとする。

会議体の名称:行政情報化推進会議

設置年月日:平成14年10月1日(一部改正 平成22年8月23日)

構成員:CIO(官房長)、官房各課長、大臣官房統計情報部長、医薬食品局総務課長、  
医薬食品局食品安全部企画情報課長、労働基準局総務課長、職業安定局総務課長、年金局総務課長 他

会議体の名称:業務・システム最適化等推進部会

設置年月日:平成18年4月26日(一部改正 平成23年8月25日)

構成員:CIO(官房長)、官房各課長、労働基準局総務課長、労働基準局労災補償部労働保険徴収課長、  
職業安定局総務課長、職業安定局雇用保険課長、年金局事業管理課長、  
統計情報部企画課情報企画室長、CIO補佐官 他

有識者等:社会保険労務士、CIO補佐官

関係府省:総務省行政管理局

②その他特記事項(検討事項、検討スケジュール等)

当計画は、更なる利用者の利便性向上、行政運営の効率化等を図るため、利用者の意見を聴取し内部検討を行った上で、適切に計画の見直しを図っていくこととする。